

## <報酬等支給基準>

### 社会福祉法人うわなだ福社会役員等報酬規程

#### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人うわなだ福社会(以下「当法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等に関する事項について定めるものとする。

#### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務実態に応じて、報酬等を支給する。

2 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

#### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については、別表第1に定める額とする。
  - (2) 非常勤役員等が職務のために出張をしたときは、当法人の旅費規程に基づき、旅費を支給する。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、第2条の規定に基づき、当法人の業務を行う理事長に対して、理事長報酬を支給する。
- 3 前項の理事長報酬の支給額は、月額5万円とし、毎月21日(金融機関休業日の場合は前日)に口座へ振込み支給するものとする。ただし、別表第1第2項の理事の表に規定する報酬は、支給しないものとする。

#### (適用除外)

第4条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等の規定は、適用しないものとする。ただし、施設長以外の職員が兼務する役員等が、日祝祭日等の勤務を要しない日に出席又は勤務した場合には、報酬等を支払うことができるものとする。

#### (報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等(理事長を除く。)に対する報酬は、当該会議への出席及び業務

のために出勤した都度、現金で支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第7条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

(補則)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月10日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月15日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表第1(第3条関係)

1 評議員

業 務 内 容	日 額
評議員会への出席	5,000円
上記のほか、当法人及び施設業務のための出勤	5,000円

2 理事

業 務 内 容	日 額
理事会等の会議への出席	5,000円
上記のほか、当法人及び施設業務のための出勤	5,000円

3 監事

業 務 内 容	日 額
監事監査等への出席	8,000円
理事会及び評議員会への出席	5,000円
上記のほか、当法人及び施設業務のための出勤	5,000円

4 評議員選任・解任委員

業 務 内 容	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	5,000円

5 理事(理事長を含む。)、監事及び評議員選任・解任委員の年間報酬総額は800,000円を超えない範囲で支給する。